

佐賀県告示第二号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十三年一月十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 廃止年月日 平成十六年十月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 唐津市

所在地 唐津市西城内一番一号

三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 呼子町特別養護老人ホーム宝寿荘シヨートステイ

所在地 唐津市呼子町呼子二二六三番地

サービスの種類 短期入所生活介護